

福祉用具専門相談員指定講習 運営規程

第1条 開講の目的

介護保険制度の円滑な運営に資するため、要支援、要介護にある高齢者に対し、質の高い指定居宅サービス実施を旨とし、必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談員の養成を図ることを目的とする。

第2条 講習の名称

特定非営利活動法人 さざなみの会 福祉用具専門相談員指定講習

第3条 事業所の名称及び所在地

名称:特定非営利活動法人 さざなみの会 所在地:宮崎県宮崎市清水3丁目7-12 アイビル2階

第4条 講習の実施場所

名称:カクイックスウイング宮崎営業所 会議室 所在地:宮崎県宮崎市吉村町久保田甲906-1

第5条 講習期間

全8日間

第6条 講習課程

別紙②講習課程をご覧ください。

第7条 講師の氏名

別紙③講師一覧表をご覧ください。

第8条 修了評価の実施方法

全カリキュラム(50時間)を修了した者を対象に、修了評価試験(1時間)により行います。

第9条 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取り扱い

【認定方法】

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

- ①研修カリキュラムの全科目を履修することとする。
- ②修了評価試験において、100点満点中60点以上に到達していること。

【欠席した場合の取扱い】

上記の要件に満たない場合は、以下のとおりいずれかの方法にて対応するものとする。

①の場合は、同内容による補講を有料(1時間あたり、2,000円)にて実施する。但し、補講日時は、担当講師と協議の上、当法人が指定するものとする。

②の場合は、1時間の補講(2,000円)を実施し、その後、再修了評価試験を行うものとする。

第10条 年間開講時期

年1回以上とする。

第11条 受講手続き

別紙(受講申込書)を郵送もしくはファックスにて事務局に提出するものとし、先着順とする。

第12条 受講料等受講に際し必要な費用の額

【受講料】 44,000円(税込) *但し、テキスト代(中央法規出版発行:福祉用具専門相談員研修テキスト・福祉用具サービス計画作成ガイドブック)

【支払方法】

指定期日迄に、指定口座に振込(振込手数料は本人負担)か、当該事務局まで持参するものとする。
補講に関する費用については、補講日当日に現金にて納入するものとする。

【解約返金】

開講日前日迄に解約の申し出があった場合についてのみ、振込手数料及びテキスト代を除く金額を返金するものとする。

第13条 守秘義務の徹底

講習会の運営者、講師その他関係職員は、業務上知り得た受講生の秘密を保持しなければならない。

第14条 その他

(1)この運営規程に定める事項のほか、講習の内容等に関する事項は、特定非営利活動法人 さざなみの会と講習に係る講師間にて協議の上、行うものとする。

(2)受講希望者が5名に満たない場合は、開講を中止とし、受講生に対し開講の3日迄には連絡を行うものとする。尚、受講料を納付済みの者に対しては、全額を返金するものとする。

附則

この運営規程は、平成28年1月15日より施行するものとする。

附則

この運営規程は、平成 29 年 1 月 10 日より施行するものとする。

附則

この運営規程は、平成 30 年 11 月 1 日より施行するものとする。

附則

この運営規程は、令和 1 年 12 月 27 日より施行するものとする。